

第16章 特定健康診査・特定保健指導事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防のため特定健康診査（以下、特定健診）を実施します。また、健診結果等により区分された保健指導（支援）レベルをもとに対象者に対して特定保健指導を実施します。

第1 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した健診で、40歳以上の加入者を対象とする。

健診項目：問診（生活習慣、行動習慣）、診察（理学的所見）、身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）、血圧測定、血液検査（中性脂肪、HDL・LDLコレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、空腹時血糖またはHbA1c※やむを得ない場合は随時血糖）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

医師の判断で選択的に実施する項目…心電図、貧血検査、眼底検査、血清クレアチニン検査

1. 被保険者（任意継続被保険者除く）

事業所が毎年定期に行う一般定期健康診断（以下、定期健診）の受診をもって特定健診を受診したものとみなされます。また、巡回ドック・人間ドックを受診した場合は、これらの健診項目には特定健診の項目がすべて含まれており、受診したものとみなされます。

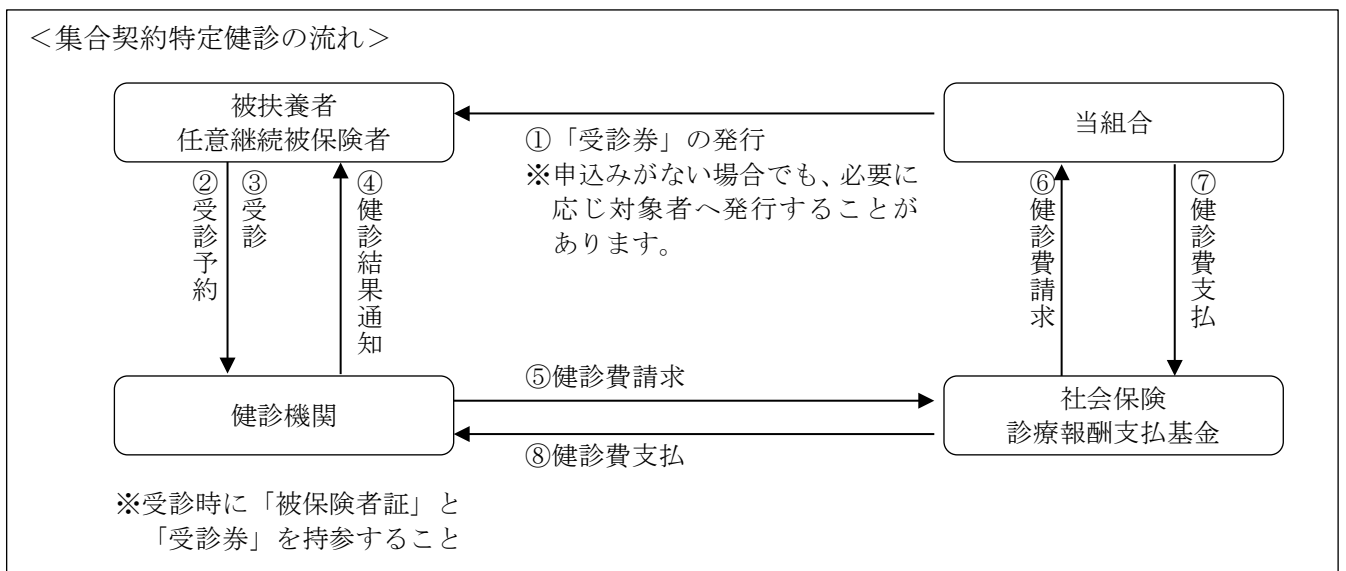
なお、定期健診を道内厚生病院、（公財）北海道労働保健管理協会以外の健診機関で受診した場合は、当組合に結果票と併せて「標準的な質問票」（ホームページよりダウンロード可能）に回答のうえ、提出してください。新規加入者に対し、加入前の結果票を依頼する場合があります。

2. 被扶養者・任意継続被保険者（本人）

巡回ドック・人間ドックを受診する方については被保険者と同様、特定健診を受診したものとみなされます。

また、健康保険組合連合会や都道府県の医療保険者の代表が契約（集合契約）する健診機関で特定健診を受診することができます。

この集合契約健診機関での特定健診は被保険者証と健保組合が発行する特定健診受診券を健診機関に提出することで受診することができます。



なお、パート勤務先等で定期健康診断を受けた場合は、「健診結果票」と併せて「標準的な質問票」を当組合に提出の協力をお願いします。

第2 特定保健指導

健診（特定健診・定期健診・人間ドック・巡回ドック）の結果等から特定保健指導の判定基準（次頁参照）により特定保健指導（積極的支援、動機付け支援）が必要となった対象者に対し、保健師、管理栄養士等が生活習慣改善の取り組みを支援します。

また、適切な生活習慣や健康の保持・増進につながる必要な情報提供を行います。

1. 積極的支援

対象者が健診結果の改善に向けて、生活習慣改善を自主的に取り組むための行動目標を立て実行することを支援します。

行動目標立案後、電話やメール、健康相談等で支援を行い、3ヵ月後以降に改善状況を確認します。

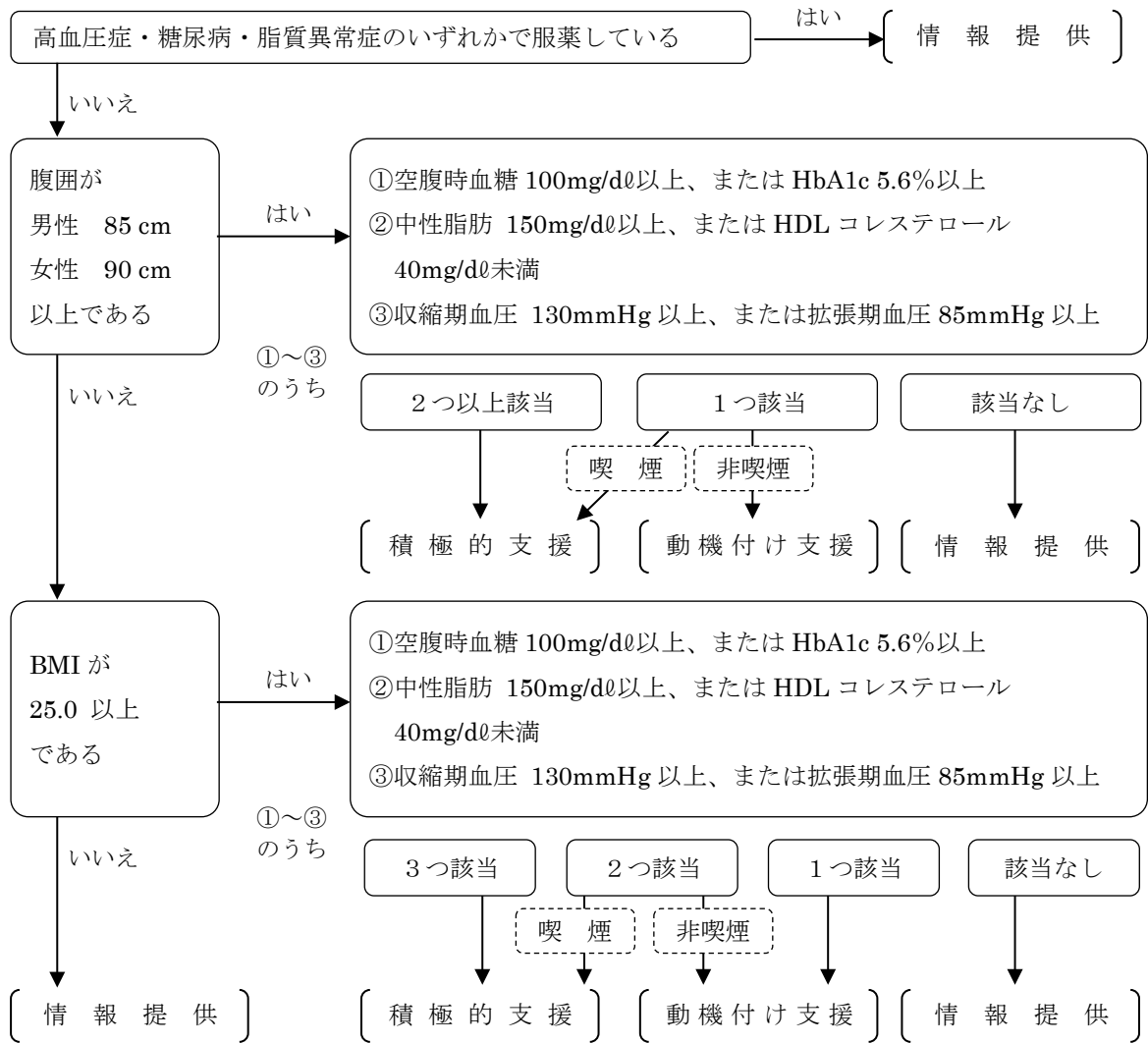
2. 動機付け支援

対象者が生活習慣改善を自主的に取り組むための行動目標を立て実行することを支援します。行動目標立案後、3ヵ月後以降に改善状況を確認します。

3. 情報提供

特定健康診査を受けた全ての人に対し、適切な生活習慣や健康の保持・増進につながる情報提供を実施します。

< 特定保健指導対象者の判定基準 >



*65歳以上の積極的対象者は動機付け支援となります